

# 磐田市地域防災計画

## 新旧対照表

### - 共通対策編 -

令和7年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																												
	<p>第1章 総論</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省 関東地方環境 事務所</td> <td>(略) ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の 状況等に関する情報収集、提供等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 市の自然条件</p> <p>1 位置</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>166,820人（令和5年11月末現在）</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>71,075世帯（令和5年11月末現在）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>5 土石流、地すべり、がけ崩れ</p> <p>本市における土砂災害警戒区域は354箇所が指定（令和4年度末現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	環境省 関東地方環境 事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の 状況等に関する情報収集、提供等	(略)	(略)	(略)	(略)	人口	166,820人（令和5年11月末現在）	世帯数	71,075世帯（令和5年11月末現在）	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省 関東地方環境 事務所</td> <td>(略) ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関 する情報収集、提供等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 市の自然条件</p> <p>1 位置</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>165,593人（令和6年11月末現在）</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>71,600世帯（令和6年11月末現在）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>5 土石流、地すべり、がけ崩れ</p> <p>本市における土砂災害警戒区域は345箇所が指定（令和5年度末現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	環境省 関東地方環境 事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関 する情報収集、提供等	(略)	(略)	(略)	(略)	人口	165,593人（令和6年11月末現在）	世帯数	71,600世帯（令和6年11月末現在）	<p>文言修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
機関名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
環境省 関東地方環境 事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の 状況等に関する情報収集、提供等																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
人口	166,820人（令和5年11月末現在）																														
世帯数	71,075世帯（令和5年11月末現在）																														
機関名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
環境省 関東地方環境 事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関 する情報収集、提供等																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
人口	165,593人（令和6年11月末現在）																														
世帯数	71,600世帯（令和6年11月末現在）																														
4																															
10																															
13																															

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨														
14	(略)	(略)	防災基本計画の修正に伴う修正														
	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画															
	(略)	(略)															
	第1節 通信施設等設備改良計画	第1節 通信施設等設備改良計画															
	(略)	(略)															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防 災 相 互 通 信 無 線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磐田市災害対策本部と県、近隣市町及び防災関係機関等との災害時における災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。</li> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li>設備の概要は、資料 12-01&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</li> <li>・新設</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	(略)	(略)	防 災 相 互 通 信 無 線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磐田市災害対策本部と県、近隣市町及び防災関係機関等との災害時における災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。</li> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li>設備の概要は、資料 12-01&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</li> <li>・新設</li> </ul>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防 災 相 互 通 信 無 線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磐田市災害対策本部と県、近隣市町及び防災関係機関等との災害時における災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。</li> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li>・市及び県は通信が途絶えている地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</li> <li>設備の概要は、資料 12-01&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	防 災 相 互 通 信 無 線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磐田市災害対策本部と県、近隣市町及び防災関係機関等との災害時における災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。</li> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li>・市及び県は通信が途絶えている地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</li> <li>設備の概要は、資料 12-01&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</li> </ul>
区 分	内 容																
(略)	(略)																
防 災 相 互 通 信 無 線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磐田市災害対策本部と県、近隣市町及び防災関係機関等との災害時における災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。</li> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li>設備の概要は、資料 12-01&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</li> <li>・新設</li> </ul>																
(略)	(略)																
区 分	内 容																
(略)	(略)																
防 災 相 互 通 信 無 線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磐田市災害対策本部と県、近隣市町及び防災関係機関等との災害時における災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。</li> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li>・市及び県は通信が途絶えている地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</li> <li>設備の概要は、資料 12-01&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</li> </ul>																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
第4節 防災知識の普及計画	第4節 防災知識の普及計画																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 及 び 県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	市 及 び 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 及 び 県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	市 及 び 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。</li> </ul>								
区 分	内 容																
市 及 び 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。</li> </ul>																
区 分	内 容																
市 及 び 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。</li> </ul>																

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨								
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるとともに、「<b>男女共同参画の視点からの防災手引書</b>」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。</li> <li>・新設</li> <li>・専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるとともに、男女共同参画の視点からの<b>防災知識の普及及び防災対策</b>を推進する。</li> <li>・<b>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</b></li> <li>・専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</li> </ul>	啓発資料の更新に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正								
18	<p>(略)</p> <p>1 普及方法 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>1 普及方法 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	防災基本計画の修正に伴う修正				
(略)	(略)										
(略)	(略)										
19	<p>2 普及すべき内容 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>普及事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	普及事項	(略)	(略)	(略)	<p>2 普及すべき内容 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>普及事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	普及事項	(略)	(略)	(略)	防災基本計画の修正に伴う修正
普及事項	(略)										
(略)	(略)										
普及事項	(略)										
(略)	(略)										
	<p>3 市の実施事項 (略)</p> <p>(3) 市民に対する防災思想の普及</p>	<p>3 市の実施事項 (略)</p> <p>(3) 市民に対する防災思想の普及</p>									

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨						
21	<p>(略)</p> <p>この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>市は、県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="141 694 999 802"> <tr> <td data-bbox="141 694 262 730">一般的 な啓発</td> <td data-bbox="262 694 353 730">啓 発 内容</td> <td data-bbox="353 694 999 802">(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮 (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難誘導體制 (略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	一般的 な啓発	啓 発 内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮 (略)	<p>(略)</p> <p>この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、<b>家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。</b></p> <p>(略)</p> <p>市は、県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<b>自然災害伝承碑</b>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1028 694 1886 837"> <tr> <td data-bbox="1028 694 1149 730">一般的 な啓発</td> <td data-bbox="1149 694 1240 730">啓 発 内容</td> <td data-bbox="1240 694 1886 837">(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点<b>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</b>への配慮 (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難誘導體制 (略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、<b>家庭動物の受入れ方法等</b>について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	一般的 な啓発	啓 発 内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点 <b>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</b> への配慮 (略)	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
一般的 な啓発	啓 発 内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮 (略)							
一般的 な啓発	啓 発 内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点 <b>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</b> への配慮 (略)							
25	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>						

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
26	<p>エ 市は、避難所の施設については、<b>必要に応じ</b>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p><b>新設</b></p> <p><b>新設</b></p> <p><b>新設</b></p>	<p>エ 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、<b>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ</b>、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、<b>給水タンク</b>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<b>衛星通信を活用したインターネット機器</b>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、<b>トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時のシャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。</b>また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p><b>カ 市は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</b></p> <p><b>キ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</b></p> <p><b>ク 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊 避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</b></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨														
39	<p>第13節 救助・救急活動に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="138 300 904 483"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉調整本部の総合調整</td> <td>市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応援・受援計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p>	区分	内 容	(略)	(略)	保健医療福祉調整本部の総合調整	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。	<p>第13節 救助・救急活動に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1023 300 1789 483"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉調整本部の総合調整</td> <td>市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制を速やかに設置できるように体制を整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応援・受援計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p>	区分	内 容	(略)	(略)	保健医療福祉調整本部の総合調整	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制を速やかに設置できるように体制を整備する。	<p>記載内容の明確化に伴う修正</p>		
区分	内 容																
(略)	(略)																
保健医療福祉調整本部の総合調整	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。																
区分	内 容																
(略)	(略)																
保健医療福祉調整本部の総合調整	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制を速やかに設置できるように体制を整備する。																
51	<table border="1" data-bbox="138 805 999 1066"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市職員 の応援</td> <td>新設 ア 市町支援機動班 (略) イ 技術職員</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	市職員 の応援	新設 ア 市町支援機動班 (略) イ 技術職員	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1023 805 1883 1422"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市職員 の応援</td> <td>ア 共通事項 市及び県は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。 イ 市町支援機動班 (ア) 市は、大規模な被害が見込まれる際、県から必要に応じて派遣される職員と連携する。 (イ) 県から市町支援機動班が派遣された場合、県職員に支援内容を伝え、必要な支援を求める。 ウ 技術職員 (ア) 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 (イ) 市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。ま</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	市職員 の応援	ア 共通事項 市及び県は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。 イ 市町支援機動班 (ア) 市は、大規模な被害が見込まれる際、県から必要に応じて派遣される職員と連携する。 (イ) 県から市町支援機動班が派遣された場合、県職員に支援内容を伝え、必要な支援を求める。 ウ 技術職員 (ア) 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 (イ) 市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。ま	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
区 分	内 容																
(略)	(略)																
市職員 の応援	新設 ア 市町支援機動班 (略) イ 技術職員																
(略)	(略)																
区 分	内 容																
(略)	(略)																
市職員 の応援	ア 共通事項 市及び県は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。 イ 市町支援機動班 (ア) 市は、大規模な被害が見込まれる際、県から必要に応じて派遣される職員と連携する。 (イ) 県から市町支援機動班が派遣された場合、県職員に支援内容を伝え、必要な支援を求める。 ウ 技術職員 (ア) 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 (イ) 市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。ま																

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）		修 正 案（共通対策編）		修正要旨
52	受入体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての応援者の作業が効率的に行われるよう、応援者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。</li> <li>要請により応援を受ける場合は、応援者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。</li> <li>市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</li> <li>市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする</li> <li>新設</li> </ul>	(略)	<p>た、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災基本計画の修正に伴う修正</li> <li>令和6年度能登半島地震の教訓を踏まえた修正</li> </ul>
53	<p>第4節 通信情報計画 (略)</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) (略)</p> <p>基本方針</p>	<p>(3) 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <p>市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化する</p>	<p>第4節 通信情報計画 (略)</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) (略)</p> <p>基本方針</p>	<p>(3) 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <p>市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。</p>	

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																		
59	<p>システムである SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報実施方法</td> <td>視聴覚媒体</td> <td>同時通報用無線、有線放送、インターネット（市の公式ホームページ、Twitter、Facebook 等）、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	広報実施方法	視聴覚媒体	同時通報用無線、有線放送、インターネット（市の公式ホームページ、Twitter、Facebook 等）、道路情報提供装置	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報実施方法</td> <td>視聴覚媒体</td> <td>同時通報用無線、有線放送、インターネット（市の公式ホームページ、X、Facebook 等）、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	広報実施方法	視聴覚媒体	同時通報用無線、有線放送、インターネット（市の公式ホームページ、X、Facebook 等）、道路情報提供装置	(略)	(略)	(略)	名称変更に伴う修正
(略)	(略)	(略)																			
広報実施方法	視聴覚媒体	同時通報用無線、有線放送、インターネット（市の公式ホームページ、Twitter、Facebook 等）、道路情報提供装置																			
(略)	(略)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
広報実施方法	視聴覚媒体	同時通報用無線、有線放送、インターネット（市の公式ホームページ、X、Facebook 等）、道路情報提供装置																			
(略)	(略)	(略)																			
60	<p>4 市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>新設</td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報内容	(略)	(略)	新設	新設	<p>4 市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>インターネット等</td> <td>市、県の公式ホームページ、X、Facebook 主として市又は県内の情報、市災害対策本部からの指示、指導等</td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報内容	(略)	(略)	インターネット等	市、県の公式ホームページ、X、Facebook 主として市又は県内の情報、市災害対策本部からの指示、指導等	名称の変更に伴う修正						
情報源	情報内容																				
(略)	(略)																				
新設	新設																				
情報源	情報内容																				
(略)	(略)																				
インターネット等	市、県の公式ホームページ、X、Facebook 主として市又は県内の情報、市災害対策本部からの指示、指導等																				
67	<p>(略)</p> <p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>2 被災者の救助 (1) 基本計画</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>・市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	・市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。	(略)	<p>(略)</p> <p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>2 被災者の救助 (1) 基本計画</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>・市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	・市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。	(略)	救急消防援助隊の運用に関する要綱及び「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」（令和4年6月）を踏まえた修正												
(略)																					
・市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。																					
(略)																					
(略)																					
・市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。																					
(略)																					

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
69	<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営等</p> <p>市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営等</p> <p>市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施 等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
70	<p>新設</p> <p>(エ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(オ) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>(カ) 避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、</p>	<p>(エ) 避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(オ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(カ) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>(キ) 避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
	<p>パーティー等<del>の活用状況</del>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</p> <p>新設</p> <p>(※) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p>(ク) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p>(ケ) 相談窓口の設置（女性指導員の配慮）</p> <p>(コ) 高齢者・障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>(サ) 避難所運営組織男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮</p> <p>(シ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>(ス) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの把握</p> <p>(セ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子</p>	<p>パーティー等<del>の活用状況</del>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等の必要な措置の実施</p> <p>(ク) 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮</p> <p>(ケ) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p>(コ) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p>(サ) 相談窓口の設置（女性指導員の配慮）</p> <p>(シ) 高齢者・障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>(ス) 避難所運営組織男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮</p> <p>(セ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>(ソ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの把握</p> <p>(タ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全</p>	<p>伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
71	<p>供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>(ウ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底</p> <p>(タ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること</p> <p>(チ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>(ツ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>6 市町村の要求、要請に基づく県の実施事項 (略)</p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらに必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p>	<p>への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>(チ) <b>被災者支援等の観点から</b>ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底</p> <p>(ツ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること</p> <p>(テ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>(ト) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>6 市長の要求、要請に基づく県の実施事項 (略)</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらに必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><b>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるもの</b></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
72	<p>(新設)</p>	<p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるもの</p>	<p>防砂基本計画の修正に</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																						
75	<p>(略)</p> <p>第8節 愛護動物救護計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="141 475 999 943"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">同行避難動物への対応</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く市民に周知を行う。 <b>(新設)</b></td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		同行避難動物への対応	県	(略)	市	「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く市民に周知を行う。 <b>(新設)</b>	飼い主	(略)		<p>とする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 愛護動物救護計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1028 443 1883 906"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">同行避難動物への対応</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td><b>ア</b> 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く市民に周知を行う。 <b>イ</b> 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		同行避難動物への対応	県	(略)	市	<b>ア</b> 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く市民に周知を行う。 <b>イ</b> 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。	飼い主	(略)		<p>伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
区分	内容																								
同行避難動物への対応	県	(略)																							
	市	「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く市民に周知を行う。 <b>(新設)</b>																							
飼い主	(略)																								
区分	内容																								
同行避難動物への対応	県	(略)																							
	市	<b>ア</b> 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く市民に周知を行う。 <b>イ</b> 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。																							
飼い主	(略)																								
83	<p>(略)</p> <p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</p> <p>また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、<b>また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分</b>を応急的に補修して居住の</p>	<p>(略)</p> <p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</p> <p>また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保する</p>																							

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																			
84	<p>安定を図るため、災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、第7節「避難救出計画」9「広域避難・広域一時滞在」によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急住宅の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="141 836 1001 1163"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(略)	(略)	住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。	(略)	(略)	<p>ことができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。</p> <p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「7 広域避難・広域一時滞在」による。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急住宅の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1030 836 1890 1414"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅の応急修理</td> <td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td>住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</td> </tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容		(略)	(略)		住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。	<p>文言修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>内閣府告示第91号（令和5年6月16日）に伴う修正</p>
区分	内 容																					
(略)	(略)																					
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。																					
(略)	(略)																					
区分	内 容																					
(略)	(略)																					
住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。																				
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。																				

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																																							
85	<p>3 災害救助法に基づく実施事項</p> <table border="1" data-bbox="141 371 999 807"> <thead> <tr> <th data-bbox="141 371 259 408">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="259 371 999 408">内 容</th> </tr> <tr> <td data-bbox="141 408 259 445">(略)</td> <td colspan="2" data-bbox="259 408 999 445">(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="141 445 259 627">住宅の 応急修 理</td> <td data-bbox="259 445 409 627">修理対象者</td> <td data-bbox="409 445 999 627">災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="259 627 409 699">規模及び経費</td> <td data-bbox="409 627 999 699">資料 24-01&lt;災害救助法による費用限度額等&gt;のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="259 699 409 807">修理期間</td> <td data-bbox="409 699 999 807">災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 医療・助産計画 (略) 1 基本計画</p>	区分	内 容		(略)	(略)		住宅の 応急修 理	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者		規模及び経費	資料 24-01<災害救助法による費用限度額等>のとおり		修理期間	災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内	<p>(略) (略)</p> <p>3 災害救助法に基づく実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1030 371 1888 1243"> <thead> <tr> <th data-bbox="1030 371 1149 408">(略)</th> <th colspan="2" data-bbox="1149 371 1888 408">内 容</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1030 408 1149 445">(略)</td> <td colspan="2" data-bbox="1149 408 1888 445">(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1030 445 1149 847">住宅の 応急修 理</td> <td data-bbox="1149 445 1276 847">住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td data-bbox="1276 445 1888 847"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 445 1449 627">修理対象者</th> <td data-bbox="1449 445 1888 627">半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 627 1449 699">規模及び経費</th> <td data-bbox="1449 627 1888 699">資料 24-01&lt;災害救助法による費用限度額等&gt;のとおり</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 699 1449 847">修理期間</th> <td data-bbox="1449 699 1888 847">災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。</td> </tr> </thead></table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1149 847 1276 1243">日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td data-bbox="1276 847 1888 1243"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 847 1449 1062">修理対象者</th> <td data-bbox="1449 847 1888 1062">災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 1062 1449 1134">規模及び経費</th> <td data-bbox="1449 1062 1888 1134">資料 24-01&lt;災害救助法による費用限度額等&gt;のとおり</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 1134 1449 1243">修理期間</th> <td data-bbox="1449 1134 1888 1243">災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内</td> </tr> </thead></table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 医療・助産計画 (略) 1 基本計画</p>	(略)	内 容		(略)	(略)		住宅の 応急修 理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 445 1449 627">修理対象者</th> <td data-bbox="1449 445 1888 627">半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 627 1449 699">規模及び経費</th> <td data-bbox="1449 627 1888 699">資料 24-01&lt;災害救助法による費用限度額等&gt;のとおり</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 699 1449 847">修理期間</th> <td data-bbox="1449 699 1888 847">災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。</td> </tr> </thead></table>	修理対象者	半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	規模及び経費	資料 24-01<災害救助法による費用限度額等>のとおり	修理期間	災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。		日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 847 1449 1062">修理対象者</th> <td data-bbox="1449 847 1888 1062">災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 1062 1449 1134">規模及び経費</th> <td data-bbox="1449 1062 1888 1134">資料 24-01&lt;災害救助法による費用限度額等&gt;のとおり</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 1134 1449 1243">修理期間</th> <td data-bbox="1449 1134 1888 1243">災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内</td> </tr> </thead></table>	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料 24-01<災害救助法による費用限度額等>のとおり	修理期間	災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内	<p>内閣府告示第91号（令和5年6月16日）に伴う修正</p>
区分	内 容																																									
(略)	(略)																																									
住宅の 応急修 理	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																																								
	規模及び経費	資料 24-01<災害救助法による費用限度額等>のとおり																																								
	修理期間	災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内																																								
(略)	内 容																																									
(略)	(略)																																									
住宅の 応急修 理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 445 1449 627">修理対象者</th> <td data-bbox="1449 445 1888 627">半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 627 1449 699">規模及び経費</th> <td data-bbox="1449 627 1888 699">資料 24-01&lt;災害救助法による費用限度額等&gt;のとおり</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 699 1449 847">修理期間</th> <td data-bbox="1449 699 1888 847">災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。</td> </tr> </thead></table>	修理対象者	半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	規模及び経費	資料 24-01<災害救助法による費用限度額等>のとおり	修理期間	災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。																																		
修理対象者	半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者																																									
規模及び経費	資料 24-01<災害救助法による費用限度額等>のとおり																																									
修理期間	災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。																																									
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 847 1449 1062">修理対象者</th> <td data-bbox="1449 847 1888 1062">災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 1062 1449 1134">規模及び経費</th> <td data-bbox="1449 1062 1888 1134">資料 24-01&lt;災害救助法による費用限度額等&gt;のとおり</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1276 1134 1449 1243">修理期間</th> <td data-bbox="1449 1134 1888 1243">災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内</td> </tr> </thead></table>	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料 24-01<災害救助法による費用限度額等>のとおり	修理期間	災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内																																		
修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																																									
規模及び経費	資料 24-01<災害救助法による費用限度額等>のとおり																																									
修理期間	災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内																																									

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
88	<p>ア 市は、当該市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p> <p>イ 県は、災害拠点病院及び市の要請により、災害拠点病院及び救護病院の等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については災害拠点病院等の要請により市が行う。</p> <p>ウ 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>エ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>オ 市は、災害時の医療救護施設の医療活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等行うものとする。</p> <p>カ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>キ 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>ク <b>新設</b></p> <p>（略）</p> <p>第19節 輸送計画</p> <p>（略）</p> <p>緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><b>（新設）</b></p>	<p>ア 市は、当該市域内の医療救護を行うため、<b>市医師会の協力を得て</b>救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p> <p>イ 県は、災害拠点病院及び市の要請により、災害拠点病院及び救護病院の等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については災害拠点病院等の要請により市が行う。</p> <p>ウ 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>エ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>オ 市は、災害時の医療救護施設の医療活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等行うものとする。</p> <p>カ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>キ 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>ク <b>市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</b></p> <p>（略）</p> <p>第19節 輸送計画</p> <p>（略）</p> <p>緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><b>市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者</b></p>	<p>静岡県医療救護計画に準じた記載に修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>・防災基本計画の修正に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																														
103	<p>市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>1 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="4">（略）</td> </tr> <tr> <td>民間船舶の協力要請 航空機による輸送</td> <td>名称 遠州漁業協同組合</td> <td>所在地 豊浜 4127-22</td> <td>電話 0538-55-2125</td> <td>登録漁船数 155 隻</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容				（略）	（略）				民間船舶の協力要請 航空機による輸送	名称 遠州漁業協同組合	所在地 豊浜 4127-22	電話 0538-55-2125	登録漁船数 155 隻	<p><b>等と連携して確保するよう努めるものとする。</b></p> <p>市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>1 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="4">（略）</td> </tr> <tr> <td>民間船舶の協力要請 航空機による輸送</td> <td>名称 遠州漁業協同組合</td> <td>所在地 豊浜 4127-22</td> <td>電話 0538-55-2125</td> <td>登録漁船数 <b>138 隻</b></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容				（略）	（略）				民間船舶の協力要請 航空機による輸送	名称 遠州漁業協同組合	所在地 豊浜 4127-22	電話 0538-55-2125	登録漁船数 <b>138 隻</b>	<p>・令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた修正</p> <p>数値の修正</p>
項目	内 容																																
（略）	（略）																																
民間船舶の協力要請 航空機による輸送	名称 遠州漁業協同組合	所在地 豊浜 4127-22	電話 0538-55-2125	登録漁船数 155 隻																													
項目	内 容																																
（略）	（略）																																
民間船舶の協力要請 航空機による輸送	名称 遠州漁業協同組合	所在地 豊浜 4127-22	電話 0538-55-2125	登録漁船数 <b>138 隻</b>																													
104	<p>第20節 交通応急対策計画</p> <p>（略）</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。</li> </ul> <p>（略）</p> <p>第21節 応急教育計画</p> <p>（略）</p> <p>2 計画の作成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	災害応急対策	（略）	<p>第20節 交通応急対策計画</p> <p>（略）</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、<b>路上の障害物の除去（路面状況の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）</b>等必要な措置を行う。</li> </ul> <p>（略）</p> <p>第21節 応急教育計画</p> <p>（略）</p> <p>2 計画の作成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>応急教育</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		災害応急対策	（略）		応急教育	（略）	（略）	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																	
区 分	内 容																																
災害応急対策	（略）																																
区 分	内 容																																
災害応急対策	（略）																																
応急教育	（略）	（略）																															
111	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	災害応急対策	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>応急教育</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		災害応急対策	（略）		応急教育	（略）	（略）	<p>表記修正</p>																	
区 分	内 容																																
災害応急対策	（略）																																
区 分	内 容																																
災害応急対策	（略）																																
応急教育	（略）	（略）																															

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（共通対策編）			修 正 案（共通対策編）			修正要旨											
131	計画の作成及び実態に当たっては、次の事項に留意する。	(略)	(略)	<p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画 (略) (3) 市災害対策本部の実施する応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1025 515 1883 986"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">各機関への要請</td> <td>緊急医療活動</td> <td>ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、<b>健康福祉部地域医療課</b>を經由し応援要請を要求する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カ 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、西部健康福祉センターを經由し、<b>静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課</b>を通じて要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	(略)		(略)	各機関への要請	緊急医療活動	ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、 <b>健康福祉部地域医療課</b> を經由し応援要請を要求する。		カ 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、西部健康福祉センターを經由し、 <b>静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課</b> を通じて要請する。	局名の修正		
区 分		内 容																
(略)		(略)																
各機関への要請	緊急医療活動	ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、 <b>健康福祉部地域医療課</b> を經由し応援要請を要求する。																
		カ 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、西部健康福祉センターを經由し、 <b>静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課</b> を通じて要請する。																
132	<table border="1" data-bbox="138 515 999 991"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">各機関への要請</td> <td>緊急医療活動</td> <td>ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、<b>健康福祉部地域医療課</b>を經由し応援要請を要求する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カ 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、西部健康福祉センターを經由し、<b>静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課</b>を通じて要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	(略)		(略)	各機関への要請	緊急医療活動	ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、 <b>健康福祉部地域医療課</b> を經由し応援要請を要求する。		カ 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、西部健康福祉センターを經由し、 <b>静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課</b> を通じて要請する。			各機関への要請	緊急医療活動	ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、 <b>健康福祉部医療局地域医療課</b> を經由し応援要請を要求する。	
区 分		内 容																
(略)		(略)																
各機関への要請	緊急医療活動	ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、 <b>健康福祉部地域医療課</b> を經由し応援要請を要求する。																
		カ 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、西部健康福祉センターを經由し、 <b>静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課</b> を通じて要請する。																
		カ 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、西部健康福祉センターを經由し、 <b>静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課</b> を通じて要請する。	担当課名を修正															
136	<p>第4章 復旧・復興計画 (略) 第1節 災害復旧計画 (略) なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。 (略)</p>	<p>第4章 復旧・復興計画 (略) 第1節 災害復旧計画 (略) なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。 (略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正															

# 磐田市地域防災計画

## 新旧対照表

### - 地震対策編 -

令和7年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（地震対策編）	修 正 案（地震対策編）	修正要旨																
14	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>5 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="141 515 1001 842"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区気象台(静岡地方気象台)</td> <td>ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	気象庁東京管区気象台(静岡地方気象台)	ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>5 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1028 515 1888 807"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区気象台(静岡地方気象台)</td> <td>ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	気象庁東京管区気象台(静岡地方気象台)	ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">情報発表に関する変更</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
気象庁東京管区気象台(静岡地方気象台)	ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)																		
(略)	(略)																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
気象庁東京管区気象台(静岡地方気象台)	ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)																		
(略)	(略)																		
24	<p style="text-align: center;">第2章 平常時対策</p> <p>(略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>3 火災の予防対策</p> <p>市は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 平常時対策</p> <p>(略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>3 火災の予防対策</p> <p>市は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。</p>	<p style="text-align: center;">防災基本計画の修正に伴う修正</p>																

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（地震対策編）	修 正 案（地震対策編）	修正要旨																
25	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の出荷危険物</td> <td>石油類、ガス類その他引火性又は発火性物品は、その保管場所を考慮し、転倒、落下、漏えい防止措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>新設</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	その他の出荷危険物	石油類、ガス類その他引火性又は発火性物品は、その保管場所を考慮し、転倒、落下、漏えい防止措置を講ずる。	新設	新設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の出荷危険物</td> <td>石油類、ガス類その他引火性又は発火性物品は、その保管場所を考慮し、転倒、落下、漏えい防止措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>防災関連設備等</td> <td>住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	その他の出荷危険物	石油類、ガス類その他引火性又は発火性物品は、その保管場所を考慮し、転倒、落下、漏えい防止措置を講ずる。	防災関連設備等	住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。	
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
その他の出荷危険物	石油類、ガス類その他引火性又は発火性物品は、その保管場所を考慮し、転倒、落下、漏えい防止措置を講ずる。																		
新設	新設																		
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
その他の出荷危険物	石油類、ガス類その他引火性又は発火性物品は、その保管場所を考慮し、転倒、落下、漏えい防止措置を講ずる。																		
防災関連設備等	住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。																		
33	<p>(略)</p> <p>12 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(1) 道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>12 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(1) 道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去、(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																
34	<p>(略)</p> <p>(3) 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案しておくものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																
	第3章 地震防災施設緊急整備計画	第3章 地震防災施設緊急整備計画																	
36	<p>(略)</p> <p>第1節 地震防災施設整備方針</p> <p>(略)</p> <p>1 防災業務施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防用施設の整備及び消火用水対策</td> <td>・地震の発生時に予想される火災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震の発生時に予想される火災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。	<p>(略)</p> <p>第1節 地震防災施設整備方針</p> <p>(略)</p> <p>1 防災業務施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防用施設の整備及び消火用水対策</td> <td>・地震の発生時に予想される火災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震の発生時に予想される火災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用	防災基本計画の修正に伴う修正								
区 分	内 容																		
消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震の発生時に予想される火災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。																		
区 分	内 容																		
消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震の発生時に予想される火災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用																		

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（地震対策編）		修 正 案（地震対策編）		修正要旨
		(略)		施設等の整備を図る。	
	(略)	(略)		(略)	
			(略)	(略)	
	(略)		(略)		

# 磐田市地域防災計画

## 新旧対照表

### - 津波対策編 -

令和7年3月

磐田市防災会議



磐田市地域防災計画  
新旧対照表  
- 原子力災害対策編 -

令和7年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨																								
2	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和4年7月6日一部改正）を遵守するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="141 767 999 1062"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td>1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策</td> </tr> <tr> <td>(追記)</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>中部地方環境事務所</td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	事 務 分 掌	(略)	(略)	関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策	(追記)	(追記)	中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援	(略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日一部改正）を遵守するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1028 767 1886 1098"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td>1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策</td> </tr> <tr> <td>関東地方環境事務所</td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td>中部地方環境事務所</td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	事 務 分 掌	(略)	(略)	関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策	関東地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援	中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援	(略)	(略)	<p>最新の改定日に更新</p>
機 関 名	事 務 分 掌																										
(略)	(略)																										
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策																										
(追記)	(追記)																										
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援																										
(略)	(略)																										
機 関 名	事 務 分 掌																										
(略)	(略)																										
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策																										
関東地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援																										
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援																										
(略)	(略)																										
6	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>追記</p>																								

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨
8	7 指定公共機関及び指定地方公共機関等	7 指定公共機関及び指定地方公共機関等	名称登録誤り
	機 関 名	機 関 名	
	(略)	(略)	
	株式会社NTT ドコモ東海支社 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	株式会社NTT ドコモ東海支社 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	
	通信の確保	通信の確保	
	日本赤十字社(静岡県支部) (一社) 静岡県医師会 (一社) 静岡県歯科医師会 (公社) 静岡県薬剤師会 (公社) 静岡県看護協会 (公社) 静岡県病院協会	日本赤十字社静岡県支部 (一社) 静岡県医師会 (一社) 静岡県歯科医師会 (公社) 静岡県薬剤師会 (公社) 静岡県看護協会 (公社) 静岡県病院協会	
(公社) 静岡県放射線技師会	(公社) 静岡県放射線技師会		
1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力	1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力		
(略)	(略)		
13	第2章 原子力災害 <b>予</b> 防対策	第2章 原子力災害 <b>事</b> 前対策	章名の修正
	(略)	(略)	
	第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	
26	(略)	(略)	防災基本計画の修正反映
	4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、UPZ内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。	4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、UPZ内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。	
	(追記)	市は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。	

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨
32	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態の発生を認知した場合</p> <p>市は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態の発生を認知した場合</p> <p>市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正反映</p>
32	<p>(2) 警戒事態の発生を認知した場合</p> <p>市は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p>	<p>(2) 警戒事態の発生を認知した場合</p> <p>市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p>	
36	<p>（略）</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>(3) イ 市は、県と連携し、又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。</p>	<p>（略）</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>(3) イ 市は、県と連携し、又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。また、民間事業者に被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策の実施を要請した時は、当該民間事業者が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を行うものとする。</p>	<p>原子力災害対策指針の内容を反映</p>

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨
38	<p>(略)</p> <p>第4節 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 (略)</p> <p>(8) 感染症対策  <span style="color: red;">新型コロナウイルス感染症を含む</span>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 (略)</p> <p>(8) 感染症対策                      感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更」（令和5年5月）を踏まえた修正</p>

# 磐田市地域防災計画

## 新旧対照表

### - 風水害対策編 -

令和7年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（風水害対策編）	修 正 案（風水害対策編）	修正要旨
3	第1章 総則	第1章 総則	富士山水系河川整備方針との整合
	<p>(略)</p> <p>第1節 過去の顕著な災害</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1節 過去の顕著な災害</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(略)</p>	
	<p>(略)</p> <p>天竜川流域 (一級河川)</p>	<p>(略)</p> <p>天竜川流域 (一級河川)</p>	
	<p>太田川流域 (二級河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。</li> <li>・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。</li> </ul> <p style="text-align: center; color: red;">(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。</li> <li>・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出した。</li> <li>・下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>天竜川流域 (一級河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。</li> <li>・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。</li> <li>・令和4年の台風第15号による記録的豪雨では、床上浸水の被害が多発発生した。</li> </ul> <p>太田川流域 (二級河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。</li> <li>・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出し、令和4年の台風第15号による記録的豪雨では、床上浸水の被害が多数発生した。</li> <li>・下流部の河道掘削、太田川ダムの完</li> </ul>	

磐田市地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（風水害対策編）	修 正 案（風水害対策編）	修正要旨
	(略)	成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。	
	(略)	(略)	
3	<p>3 土石流・地すべり・崖崩れ</p> <p>市内で急傾斜地崩壊危険区域が 358 箇所及び土砂災害警戒区域・特別警戒区域が 354 箇所（いずれも令和 4 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p>	<p>3 土石流・地すべり・崖崩れ</p> <p>市内で急傾斜地崩壊危険区域が 505 箇所及び土砂災害警戒区域・特別警戒区域が 658 箇所（いずれも令和 5 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p>	年次更新による修正
	(略)	(略)	
	第 2 章 災害予防計画	第 2 章 災害予防計画	
	(略)	(略)	
9	<p>第 4 節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>併せて、港湾管理者は、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
	(略)	(略)	
	<p>第 5 節 道路・橋りょう災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p>	<p>第 5 節 道路・橋りょう災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水</p>	年次更新による修正
9	(新設)		

磐田市地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（風水害対策編）	修 正 案（風水害対策編）	修正要旨
17	<p>(略)</p> <p>11 節 盛土災害防除計画</p> <p>1 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>2 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。</p> <p>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 節 盛土災害予防計画</p> <p>1 市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>2 市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</p> <p>さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
24	<p>(略)</p> <p>第11 節 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送</p> <p>(略)</p> <p>防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送は「磐田市水防計画書」（第14章）に定めるところによる。</p>	<p>(略)</p> <p>第11 節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送</p> <p>(略)</p> <p>水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送は「磐田市水防計画書」（第14章）に定めるところによる。</p>	<p>水防計画書との表現統一に伴う修正</p> <p>誤字の修正</p>

# 磐田市地域防災計画

## 新旧対照表

### - 大火災対策編 -

令和7年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（大火災対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（大火災対策編）	修 正 案（大火災対策編）	修正要旨												
4	第2章 火災予防計画	第2章 火災予防計画	防災基本計画の修正に伴う修正												
	(略) 第1節 消防体制の整備	(略) 第1節 消防体制の整備													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団の活性化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・市は、消防団の<b>施設・装備</b>の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、市民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	(略)	(略)	消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・市は、消防団の<b>施設・装備</b>の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、市民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団の活性化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・市及び県は、消防団の<b>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</b>、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、<b>消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</b></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・市及び県は、消防団の<b>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</b>、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、<b>消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</b></li> </ul>
	区 分	内 容													
(略)	(略)														
消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・市は、消防団の<b>施設・装備</b>の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、市民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul>														
区 分	内 容														
(略)	(略)														
消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・市及び県は、消防団の<b>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</b>、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、<b>消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</b></li> </ul>														
(略)	(略)														

磐田市地域防災計画  
新旧対照表  
- 大規模事故対策編 -

令和7年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（大規模事故対策編） 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（大規模事故対策編）	修 正 案（大規模事故対策編）	修正要旨																								
2	<p data-bbox="495 233 645 256">第1章 総則</p> <p data-bbox="152 272 203 296">(略)</p> <p data-bbox="141 304 479 328">第3節 予想される事故と地域</p> <p data-bbox="141 376 360 400">1 市内の道路状況</p> <table border="1" data-bbox="141 408 1001 557"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>3</td> <td>26,746</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>20</td> <td>127,375</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>7,983</td> <td>2,048,819</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="141 596 432 620">2 市内の交通事故件数等</p> <p data-bbox="141 628 1001 692">令和4年中に磐田内で発生した交通事故は938件で、死者数は3人となっている。</p>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	国道	3	26,746	県道	20	127,375	市道	7,983	2,048,819	<p data-bbox="1391 240 1541 264">第1章 総則</p> <p data-bbox="1037 280 1088 304">(略)</p> <p data-bbox="1025 312 1364 336">第3節 予想される事故と地域</p> <p data-bbox="1025 384 1245 408">1 市内の道路状況</p> <table border="1" data-bbox="1025 416 1886 564"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>3</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>20</td> <td>127.4</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>7,984</td> <td>2,049.2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1025 604 1317 628">2 市内の交通事故件数等</p> <p data-bbox="1025 644 1886 708">令和5年中に磐田内で発生した交通事故は972件で、死者数は2人となっている。</p>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	国道	3	26.7	県道	20	127.4	市道	7,984	2,049.2	<p data-bbox="1939 448 2175 504">・時点更新による修正 ・表記の修正</p> <p data-bbox="1928 592 2152 616">年次更新による修正</p>
道路の種類	路線数	実延長 (km)																									
国道	3	26,746																									
県道	20	127,375																									
市道	7,983	2,048,819																									
道路の種類	路線数	実延長 (km)																									
国道	3	26.7																									
県道	20	127.4																									
市道	7,984	2,049.2																									